

指定児童発達支援事業所「あいあい」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と指定児童発達支援事業所「あいあい」（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される児童発達支援（以下「サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目 的）

第1条 本契約は、障害児が日常生活における基本的動作の習得及び集団生活に適応することができるよう、事業者が利用者に対して児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援の多機能福祉サービスを公平中立かつ適切に提供いたします。

（期 間）

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
2 契約期間満了日の7日前までに契約終了の申し出がない場合には、本契約は継続されるものとします。

（支援計画）

第3条 事業者は、利用者の課題と意向を把握し、利用者及び保護者とともに支援計画を作成します。保護者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

（支援の内容）

第4条 事業者は、受給者証に記載された支給決定内容〔児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〕に該当する支援計画を作成し、その計画に基づいて障害児福祉サービスを提供します。

（利用者負担額および実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者を支払うものとします。
2 利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し保護者はこれを翌月の25日までに支払うものとします。

（事業者の基本的義務）

第6条 事業者は、利用者に対し地域において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って必要なサービスを適切に提供します。

（事業者の具体的義務）

第7条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全・確保に配慮します。

（安全配慮義務）

- 2 事業者は、本契約の内容について、保護者の質問等に対して適切に説明します。 (説明義務)
- 3 事業者及び従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た情報について、正当な理由がない限り第三者に開示することはありません。 (守秘義務)
- 4 事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 (身体拘束の禁止)
- 5 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、必要な処置を講ずるものとします。 (人権の擁護・虐待の防止)
- 6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。 (記録保存整備義務)
- 7 保護者は、窓口業務時間内(午前8時30分から午後5時30分)に個人情報保護規定に基づいて、利用者の記録を見ることができます。また、実費を負担してコピーすることもできます。(情報開示)

(事故と損害補償)

第8条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族とともに必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたり事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了)

第9条 本契約は、次の各号の事由が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が転出した場合
- (3) 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(契約の解約・解除)

第10条 事業者は、次の各号の事由により本契約を解約・解除することができます。

- (1) 保護者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが1カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- (2) 利用者等が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは従業者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

2 利用者は、次の各号の事由により本契約を解約・解除することができます。この場合には、契約終了希望日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なく、本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- (2) 事業者の故意又は重大な過失により、利用者もしくはその家族等の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (3) 利用者から、本契約の解約・解除の意思表示がなされた場合。

(苦情解決)

第11条 保護者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦

情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 保護者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第12条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意を持って協議するものとします。

本契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

契約者 住所
(保護者)

氏名 _____ 印

事業者 住 所 常陸太田市稲木町33番地

事業者名 常陸太田市社会福祉協議会
指定児童発達支援事業所「あいあい」 印

代表者氏名 会長 石川 八千代

電話番号 0294-87-8550